

令和6年度第1回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」会議録

1 日 時：令和7年3月24日（月）14時00分～14時54分

2 場 所：旧消防庁舎4階 コミュニティ防災センター

3 出席者：15名

白川 誉 委員、片平 恵美 委員、本田 郁代 委員、久石 保 委員、
吉武 禎子（代理出席） 委員、神野 啓 委員、神野 恵子 委員、
白川 達也 委員、宮前 港 委員、三木 由紀子 委員、石倉 理恵子 委員、
原 寿也 委員、鴻上 基志 委員、篠原 弍嘉 委員、青木 隆明 委員

欠席者：6名

亀井 夏代 委員、沼田 博之 委員、原 直人 委員、小野 浩二 委員、
羽田 雅晴 委員、長井 秀旗 委員

事務局：人権擁護課 山中 浩孝、越智 憲一、高橋 恵美子、西原 泰介

4 傍聴者：なし

5 協議題：（1）会長、副会長の選出

（2）令和6年度事業報告

（3）人権に関する意識調査の結果について

（4）新居浜市人権施策基本方針の改訂について

（5）その他

6 議事内容

事務局： 定刻がまいりましたので、ただ今から、令和6年度第1回「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

私は当審議会の事務局を務めます人権擁護課の山中でございます。議事に入るまで進行をさせていただきます。まず、会議の公開につきましては、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」第3条の規定により、原則として公開することとなっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

本来ならここで開催のあいさつを長井市民環境部長が申し上げるところですが、本日都合により欠席となりましたので部長に代わりまして、人権擁護課副課長の越智がごあいさついたします。

越 智：（挨拶）

事務局： ありがとうございます。次に本日の会議でございますが、「新居浜市人権尊重のまちづくり審議会規則」第5条第2項におきまして、「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。」となっております。

本日は、委員21名に対して15名の出席となっており、過半数に達していることを報告いたします。

次に、この審議会につきましては、平成19年3月に制定されました「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」第10条の規定に基づき設置された会議でございます。

審議会の役割として、市長の諮問に応じ、条例第8条第1項に規定する人権施策に関する基本方針の作成にあたり、委員の皆様からご意見をお聞ききすることとなっております。本日の議題にもございますが、人権施策に関する事業等について、委員の皆さまから色々ご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新たな任期により委員の皆様にご委嘱をさせていただいてから、初めての開催となり、お手元に改選後の審議会委員の名簿をお配りしておりますのでご確認をお願いします。自己紹介は省略させていただきます。

本日は亀井委員、沼田委員、羽田委員、長井委員につきましてはご欠席のご連絡をいただいております。なお吉武委員さんのかわりに代理の手嶋さんが出席していただいております。また、白川委員さんにつきましては公務の遅れで出席するご報告を受けておりますのでご報告いたします。

それでは、早速ではございますが、議題に入りたいと思います。

まず、議題1 会長、副会長の選出についてでございます。当審議会規則第4条第2項に「会長及び副会長は、委員の互選により定める」こととなっておりますが、いかがいたしましょうか？

無いようでしたら事務局方からご提案させていただきますがよろしいでしょうか？

『事務局一任』

それでは、事務局から提案させていただきます。当審議会の会長といたしまして、愛媛県人権対策協議会新居浜支部 原寿也様に副会長といたしまして新居浜市社会福祉協議会 白川達也様にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか？

『異議なし』

それでは原寿也委員さんに会長を、白川達也委員さんに副会長をお願いするということで、恐れ入りますが前の席の方へ移動をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行を会長へお願いしたいと思います。

原会長よろしく申し上げます。それではこれからの議事進行を会長の方へお願いしたいと思います。原会長申し上げます。

会 長： 皆さんこんにちは。愛媛県人権対策協議会新居浜支部の原寿也です。よろしく申し上げます。本日の会議について、委員の皆様方のご協力をいただきながら円滑に進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。それでは、引き続きまして、本日の議題2令和6年度事業報告でございますが、資料には多数の事業報告についての記載があり、説明が長くなります。「地区別人権教育市民講座」と「ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～」の2つの事業につきましては、後程の説明の後、ご審議いただきたいと思っております。それでは事務局から報告をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました令和6年度事業報告につきまして、ご意見やご質問がある方は挙手をお願いします。無いようでしたら次に進ませていただきます。「地区別人権教育市民講座」のご説明の方、お願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました「地区別人権教育市民講座」につきましてのご意見やご質問はありますか。無いようでしたら次に「ふれ愛フェスタ～ハート FULL 新居浜～」について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました「ふれ愛フェスタハート FULL 新居浜」につきましてのご意見やご質問はありますか。無いようでしたら、それでは次に議題3「人権に関する意識調査の結果」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ありがとうございます。只今事務局から説明がありました「人権に関する意識調査の結果」についてのご意見やご質問はありますか。無いようでし

たら、引きつづいて、議題4 新居浜市人権施策基本方針の改訂について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明）

会 長： ただ今、事務局から説明のありました「新居浜市人権施策基本方針の改正」について、ご意見やご質問等がありますか？

会 長： 最後にその他について、本日の議題以外で何かご意見等ございませんか。

委 員： 総合的な感じになるのですが、今回のアンケートにハラスメントの項目が増えたことにより、ハラスメントを受けたという回答が増えたと想定されるということですが、新居浜市在住の働かされている女性がハラスメントを受けたと相談をする時から、解決に向けて動くフローのようなものがあれば、教えていただきたい。というのは、行政の窓口がなかなか浸透していないとおっしゃっていたので、何か考えていることなどがあれば教えていただきたい。

事務局： まず私どもの人権相談にご相談いただいて、その後、人権擁護員などの専門の関係機関につなぐか、男女共同参画に相談するなどして、そちらの方から指導していただくことなどが考えられます。今後具体的な対応策を研究する必要があるかと思います。

会 長： 他にございませんか。

無いようでしたら本日予定していた議題については全て審議を終了することができました。本日はどうもありがとうございました。